

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等

提案団体

島根県

制度の所管・関係府省

消費者庁、環境省

求める措置の具体的内容

法令で策定が求められている環境関係の計画等について、地方公共団体が一本化できるよう求める。
また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

環境関係法令において、都道府県等の地方公共団体に対して、計画・方針の策定が義務(努力義務を含む)付けられている。

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律

→温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針

・地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律

→地域計画

・水質汚濁防止法第16条第1項

→測定計画

・食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項

→都道府県食品ロス削減推進計画

【支障事例】

審議会・検討会などの運営をはじめ、計画策定に係る人員や経費の負担が膨大となっている。

【支障の解決策】

課題や施策の共有を主眼として、環境関係の計画等の一本化を図ることで支障が解決すると考える。今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合にも、同様の取扱いとする必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定や改定に要する人員や経費の圧縮を行うことができ、業務の効率化・負担軽減につながる。

根拠法令等

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第11条第1項、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項、水質汚濁防止法第16条第1項、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、清瀬市、豊橋市、宮崎県

○当市では、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画、廃棄物総合計画など、関係法令ごとに計画を定めている。各計画の内容については重複している事項もあり、各計画の担当職員も異なっているため、策定及び実績の集計における調整など余分に時間を要している。関連する法令における計画の一本化は、業務の効率化や負担軽減につながるほか、市民・事業者にもより明確なものとして示すことができると考える。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化

提案団体

安城市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

騒音規制法施行規則第3条及び振動規制法施行規則第3条において、届出書の提出については、「届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。」と規定されており、紙での提出が前提となっているが、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進のため、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能としていただきたい。

具体的な支障事例

現在、紙での届出受付を行っている自治体が多くあるが、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能とすることで、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進を図っていきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

届出事業者の利便性の向上、自治体事務の効率化及び業務のデジタルトランスフォーメーションに寄与する。また、届出者が届出書類を提出するための移動(来庁)に対する二酸化炭素排出削減効果も期待できる。

根拠法令等

騒音規制法施行規則第3条、振動規制法施行規則第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、富谷市、郡山市、さいたま市、川越市、佐倉市、川崎市、豊橋市、草津市、寝屋川市、大村市、五島市、熊本市

○内容審査を伴わない法第十条(氏名等変更届出書、特定施設使用全廃届出書)や、法第十一条第三項(承継届出書)の電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能といただければ、届出者の負担軽減や行政事務の効率化に資すると思われる。

○当市においても届出事業者の利便性の向上や事務の効率化等で電子データでの提出の必要性があると認識しているが、設置届等で添付資料が膨大であるものについては検討課題である。

○当市では現時点において、騒音規制法・振動規制法の届出を電子的に受理する体制が確保できていない状況です。今後国が提案に沿った対応を行うことで、所属における電子的情報による届出の体制整備が進み、ひいては届出事業者の利便性の向上や、紙文書の保存場所等の空間的資源の確保及び、届出に伴う人の移動の削減による脱炭素の推進にもつながります。なお、当市では、公害防止等生活環境の保全に関する条例の騒

音振動に係る許認可や届出の受理業務も行っており、法の届出同様の対応が求められているため、法律と同様に電子的情報による届出の体制を整備することで届出者の利便性、文書保存場所の削減及び脱炭素の効果が期待されます。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

50

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物を使用した試験研究について許可を要しないとする規定を一般廃棄物においても同様の取扱いとすること

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

産業廃棄物を使用した試験研究について、営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良などで試験研究を行う場合は、現在、環境省の通知により、産業廃棄物処理業等の許可は要しないものとなっている。
この取り扱いについて、一般廃棄物においても同様の措置とされるよう求めるもの。

具体的な支障事例

令和3年度に当市は、東京都が実施する紙おむつの資源化について協力をを行った。この事業は、民間企業が主体となり、家庭から収集した紙おむつの資源化を図るものである。
ここで、一般廃棄物の試験研究を企業などが実施する場合、産業廃棄物とは異なり業の許可を必要とする市町村もある。今回のケースでは陸送と鉄道により運搬を行ったため、当市及び積替えのための中継地や資源化施設の所在市町村の収集運搬等において許可の必要性を確認したところ、一部の自治体において許可が必要となる旨の回答があった。この場合、該当する市町村の許可を全て有する運搬業者がいなかったことから当該企業より相談を受け、当市の委託事業として実施した。しかし、この手法では事務的に煩雑で、時間的なロスもあり効率面で課題が残る。
一般廃棄物の処理に関連した事業を企業体等が実施する場合には、こうした廃掃法の規定が新技術開発のための障壁となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一般廃棄物でも産業廃棄物と同様の措置が各市町村で統一的になされれば、今後、市町村における事務手続の簡素化や、可燃ごみの一定割合を占める紙おむつをはじめ、生ごみ等の資源化の技術革新のために民間事業者のノウハウを活用した試験研究の促進が図られる。

根拠法令等

<関連通知>

平成18年3月31日環産産発第060331001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

<関連法>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、さいたま市、川崎市、藤沢市、静岡県、稲沢市、田原市、和歌山市、熊本市

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

74

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

湖沼水質保全基本方針に定める湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項の見直し及び環境基準の達成期間に係る通知の見直し

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」第1の2について、湖沼の暫定目標を「おおむね5年ごとに必要な見直しを行う」という記載の削除を求める。併せて、湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項(湖沼水質保全基本方針第2の1)について、②汚濁負荷量の推計等について「可能な限り～的確に把握する。」、③水質保全上の効果を推計する際に、「水質保全効果のある水循環回復～も検討の対象とすること。」、④計画期間が5年を超える場合に「5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。」という記載の削除を求める。

具体的な支障事例

当県では、湖沼水質保全特別措置法及び湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼である児島湖について、昭和61年から5年ごとに汚濁負荷量の推計や水質予測を行い、湖沼水質保全計画を策定している。これまで、7期35年にわたり汚濁負荷対策を実施してきた結果、将来においても汚濁負荷量が大幅に削減される見込みはなく、各種対策による水質改善効果に比べて、気象条件の違いによる水質変動が相対的に大きくなっており、5年ごとに将来の汚濁負荷量を推計して水質への影響を予測することの必要性は低下している。一方で、5年ごとに計画の進捗状況の評価や効果の検証を行うこと、計画の見直しのために汚濁負荷発生源の把握や水質保全効果のある水循環回復・生態系保全に係る対策の検討を行うことは、予算等の負担が大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画期間の設定を弾力化及び指定湖沼の実情に即した汚濁負荷量の推計や水質の予測等ができるようになることで、水質保全の目的は維持しつつ都道府県の事務負担が軽減されるとともに、都道府県の自主的な計画策定の推進が図られる。

根拠法令等

湖沼水質保全基本方針第2の1②、③及び④、水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(昭和60年6月12日環水管126号)第1の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

災害等廃棄物処理事業費補助金等に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定廃止又は添付資料の削減、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計の定型化

提案団体

福島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

災害等廃棄物処理事業費補助金に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定を廃止すること、又は災害査定時の添付資料を必要最低限のものに限定すること、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計を定型化すること。

具体的な支障事例

【支障事例】

令和2年提案募集の際、環境省から「①事業費を確定するため、災害等報告書の作成及び帳票等の確認が必要になるところです。②改めて帳票や写真等は必要最低限とするよう関係各所に周知を図って参ります。(略)帳票等の写しの添付が間に合わない場合は、帳票等の原本の書類を整えていただき、調査官が確認を求めた際に確認出来るようにしてもらいようお願いします。」との回答が示された(第1次回答)。しかしながら、令和3年8月に実施された令和3年福島県沖地震の災害査定において、提出を求められた書類の種類や量が令和元年東日本台風の災害査定と同等であり、対応が変わっていないように感じる。

【制度改正の必要性】

申請額と査定後の額に大幅な乖離がない(東日本台風:採択率 98.6%、福島県沖地震:採択率 99.6%)ことから、事業費の確定のため、市町村が発災後すぐに、膨大な時間をかけて詳細な帳票等の確認を受けることの負担軽減を図られたい。

災害廃棄物の発生量及び事業費の推計(考え方)の作成、災害査定当日の修正等に毎回時間を要している。(例:被災棟数×単価など)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

県及び市町村が災害対応に注力することができ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理が可能となることが期待される。

災害報告書の作成及び査定の時期が、公費解体事務の集中期と重複することが多いため、制度改正により、公費解体事務についてもより適正かつ迅速な処理が可能となることが期待される。

根拠法令等

災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱等
内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、富谷市、茨城県、高崎市、さいたま市、千葉市、清瀬市、川崎市、相模原市、藤沢市、瑞穂市、静岡県、名古屋市、豊橋市、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、山口県、徳島県、五島市、熊本市

○当市においても南海トラフ地震で甚大な被害を受けることが予想され、それに伴い災害廃棄物についてもかなりの量になると予想される。災害発生後、速やかな復興に注力するため、補助金申請に係る事務の負担を軽減することが望ましいと考える。

○災害時対応は、廃棄物部局においては早急な対応が必要とされ、本提案のとおり事務軽減が図れば廃棄物処理事務へより多くの時間を費やすことができるため、必要性は高いと考える。

○令和元年東日本台風の被災に対し、補助金の査定対応については、当時、査定に要する資料として事業費算出のための補足資料の提出や、現地説明が求められた。災害廃棄物の処理対応が続く中で、追加資料の作成や査定対応の準備、当日の対応等に関係する部署全体で多くの労力が必要であった。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

138

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

瀬戸内海環境保全府県計画の策定に係る他の計画との一体的策定

提案団体

広島県、愛媛県、全国知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

瀬戸内海環境保全府県計画の策定における負担軽減のため、他の重複する計画での代替を可とすることを求める。

具体的な支障事例

当該計画で定めている施策のうち、水質の保全・管理、海ごみ対策について、他の法令で義務付けられた計画(環境基本計画)に記載している施策と重複しており、別途新たな計画を策定する意義が乏しい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体の計画策定に係る負担の軽減。

根拠法令等

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

瀬戸内海指定物質削減指導方針の策定に係る他の計画との一体的策定

提案団体

広島県、愛媛県、全国知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

瀬戸内海指定物質削減指導方針における負担軽減のため、内容が重複する他の計画での代替を可とすることを求める。

具体的な支障事例

水質汚濁防止法に基づき総量削減計画を別途定めており、削減の目標や目標年度、削減の方途など内容が重複する方針となっており、関係都府県において別途新たな方針を策定する意義が乏しい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体の業務効率化。

根拠法令等

瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の4第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

140

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定における負担軽減として計画策定に必要とされる内容の簡素化を求める。

具体的な支障事例

温室効果ガスの削減は、産業界の対策、電力排出係数の改善、省エネ基準の強化など、都道府県・市町村の施策よりも、国の施策によるところが大きい。
義務計画である以上、今回(令和3年10月)のように、国の温室効果ガス排出量削減目標見直しの都度、地方自治体においても目標見直しの検討が必要となるが、国が責任をもって果たすべき部分と地方が責任をもって果たすべき部分が曖昧である。国計画中の「地方への期待」が啓発であるならば、各施策のロードマップと役割分担を明確にすること。また、削減値算出にあたっての国の示すマニュアルは、内容が広範囲・専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して計画を作成せざるを得ない。削減目標値の算出にあたっては、より簡単かつ正確な方法に見直すこと。また、温対法において必要とされている審議会開催要件を任意とすること。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体の事務の効率化。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、ひたちなか市、栃木県、八王子市、清瀬市、新潟市、静岡県、豊橋市、鳥取県、島根県、浜田市、徳島県、佐賀市、熊本市、宮崎県

○当市においても、改正地球温暖化対策の推進に関する法律により示されたより詳細な目標などを作成することは、難しいと考えるため、簡素化に期待する。

○当市では温室効果ガスの排出削減量について、国のマニュアルに沿って算出しているが、国や都道府県の統計値をもとに按分しており、当市で実施している施策等が正確に反映されていないのが現状である。また、算出方法も複雑かつ専門的であるため、担当職員も実績値の算出に苦慮している。

ゆえに削減目標値の算出にあたっては、より簡単かつ正確な方法に見直すことを求める。

○当市において、温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、市域の温室効果ガス排出量の算定及び、中長期目標の数値設定について、職員のみでの算出は不可能であったため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した経緯がある。

国の示す削減目標見直しに合わせて、近年中に削減目標変更を含めた実行計画改訂を予定しているが、温対法改正も勘案した上で改訂を行う必要があるため、外部業者に委託発注をする必要がある。実行計画に反映すべき内容は複雑化してきており、これに対応する業務が増加してきている。本業務内容を簡単かつ正確な方法に見直すことが出来れば、その分、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できるものが増える。

○削減値算出にあたっての国の示すマニュアルは、内容が広範囲・専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して計画を作成せざるを得ない。削減目標値の算出にあたっては、より簡単かつ正確な方法に見直すこと。また、温対法において必要とされている審議会開催要件を任意とすること。

○当県は、「気候変動対策推進計画(地方公共団体実行計画と地域気候変動適応計画を一本化した計画)」を策定しているところだが、計画策定にあたっては、温室効果ガス削減シナリオ策定業務の委託料や計画策定委員の報酬など、多大な財政負担となっているところであり、同様に財政負担の軽減及び事務の効率化を求めている。

○計画の進捗管理のため、二酸化炭素排出量算出について、毎年多量のデータ収集や分析作業など事務負担が大きい。算定結果は統計データ等から案分した推計でしかなく、地方自治体の施策が反映された結果とはいえず、天候や国内外の情勢等が大きく左右するものとなる。

○当市において、温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、市域の温室効果ガス排出量の算定及び、中長期目標の数値設定について、職員のみでの算出は不可能であったため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した経緯がある。

国の示す削減目標見直しに合わせて、近年中に削減目標変更を含めた実行計画改訂を予定しているが、温対法改正も勘案した上で改訂を行う必要があるため、外部業者に委託発注をする必要がある。実行計画に反映すべき内容は複雑化してきており、これに対応する業務が増加してきている。本業務内容を簡単かつ正確な方法に見直すことが出来れば、その分、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できるものが増える。

○当市においても、計画策定に係る以下の事務について、委託に出しており、負担が大きくなっている。温室効果ガスの総量削減目標の設定にあたって、国の示すマニュアルは、先行事例の簡単な紹介にとどまっており、例えば、国施策による地方自治体の削減量を試算する場合において、県の活動量をどういった指標で測るかなどの明確な手法を示していない。そのため、削減施策に応じて最適な指標で按分することを職員が対応することは困難であることから、委託に出して調査の上試算を行わざるを得ない。

国は指定都市等において再生可能エネルギーの導入目標を義務付けているが、マニュアルにおいて目標設定に係る明確な手法を示しておらず、内容が専門的で職員が対応することは困難であることから、委託に出して目標設定せざるを得ない。

排出量の推計については、マニュアルにおいて標準的な手法が示されているものの、国により標準的な推計ツールが提供されておらず、職員が複数の統計を用いてデータを整理し、推計を行うことが専門的で困難であることから、委託に出して独自のツールを作成せざるを得ない。

○計画の策定・改定にあたっては、技術的・財政的な困難があることから、支援の拡充をしていただきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省、環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。

具体的な支障事例

廃棄物処理業許可にあたり、法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されており、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請に当たって、添付書類が少なくなるほか、申請者による書類の取得作業がなくなるなど、申請者、行政双方の効率化が図られる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本市、大分県

○住民票や登記事項証明書の内容をもとに市町等への欠格照会を行っている。申請者、行政双方の効率化、審査の迅速化のためには、マイナンバー等により欠格事項への確認ができるよう、必要な措置を講じていただきたい。(R3欠格照会:年17,000件超)

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

161

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

自動車 NOx・PM 法の規定による特定事業者の要件緩和

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

自動車 NOx・PM 法第 33 条及び同法施行令第 8 条第 2 項に規定されている「特定事業者」の要件(一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対象自動車の使用台数)を、現行の 30 台から大規模事業者(200 台以上)のみが対象となるよう緩和すること。

具体的な支障事例

【現状】

自動車 NOx・PM 法では、一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有する対象自動車を 30 台以上使用する事業者を「特定事業者」と位置づけ、「自動車使用管理計画書」(法第 33 条)及び「自動車使用管理実績報告書」(法第 34 条)の作成、知事への提出を義務付けている(令和 3 年 3 月末現在 166 事業者)。

令和 2 年度から令和 4 年度にかけて国が自動車 NOx・PM 法の見直しを検討した結果、中央環境審議会の答申では、総量削減基本方針の目標はほぼ達成されていると評価されている。また、特定事業者の自動車使用管理計画についても、環境性能の高い車両への代替等の取組の結果、排出量が削減され、「関係者の事務負担軽減の観点から計画項目や対象車種の見直し等、計画策定事務の合理化を検討することが望ましい」とされている。

【支障】

計画(報告)作成に必要な各種データの把握・管理等に係る事業者の事務負担が大きい。事業者からの苦情・問い合わせ対応や計画未策定の事業者に対する助言、提出された計画(報告)の統計処理等に係る県の負担も大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画(報告)作成に伴う事業者の負担軽減及びそれらの統計処理等を行う地方公共団体の事務負担軽減が図られる。

当県の場合、対象を大規模事業者(200 台以上)とした場合の台数捕捉率は現行の 1.18%から 0.60%に低下するが、対象事業者数の減(166 社から 19 社に減少)に比べると影響は軽微である。

根拠法令等

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 33 条、第 34 条、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第 8 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○当市に権限は委譲されていないが、関係者の事務負担軽減については、自動車 NO_x・PM 法の趣旨を鑑み、台数を緩和するのではなく、乗用車に比べて環境への負荷が大きいトラック・バス重量車を適切に管理できるよう、乗用車を報告対象外へ見直す等の方向性が望ましいと考える。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

188

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法等に基づく届出のワンスオンリー化

提案団体

埼玉県、さいたま市、熊谷市

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法令に基づき、各法令ごとにほぼ同内容の届出を複数の自治体に対して行うことが義務付けられている現行制度を見直すこと。具体的には、事業者がオンラインで届出を行うことで、複数の規制法令に基づく一括の届出と見なすことができ、複数の自治体に情報が共有されるシステムを構築すること。

また、オンラインシステムの構築に向けて、1つの届出により以下①及び②が達成できるよう現行の規定を見直すこと。

①複数の規制法令に基づく一括の届出と見なす。②対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。

特に①については、オンラインシステムの実装を待たずに規定を見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度】

大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の複数の規制法令に基づく届出対象施設を設置している工場・事業場の事業者は、氏名・住所等の変更や、地位の承継があった場合に、各々の法令に基づく届出書(氏名等変更届及び承継届)に、ほぼ同一の事項を記載して、施設の所在地を管轄する地方自治体に提出しなければならない。例えば、廃棄物焼却炉は、大半が大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法といった複数の規制法令に該当する施設であり、各々の法令に基づく複数の届出書を提出する必要がある。また、届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者の場合においても、事業者は各々の地方自治体に対して、同内容の届出を行わなければならない。

【支障事例について】

現行制度下では、複数の法令ごとに、または、複数の地方自治体に対して、ほぼ同内容の届出を行わなければならない事例があり、事業者の負担となっている。また、同内容の届出であるにもかかわらず、各法令に基づく届出様式や、届出先の自治体が複数存在するため、事業者が様式や届出先の自治体を誤る事例もあるなど、制度が煩雑となっている。

【制度改正の必要性】

平成8年3月29日付け環境庁通達において、事業者への負担軽減を鑑み、複数法令で使用できる氏名等変更届及び承継届に関する書式の共通化及び届出窓口の一元化に配慮するよう示されている。しかしながら、本通達では、氏名等変更届及び承継届について必要枚数を複写した上で、法令ごとに提出する方法が示されている。また、届出窓口の一元化も、同一自治体に提出する場合に限定されており、その効果は限定的と考えられる。(届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者は所在地を管轄する地方自治体に対し、同内容の届出を行わなければならない。)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ワンスオンリー化、オンライン化の実現により、行政事務の効率化及び届出を行う事業者の負担軽減につながる。

根拠法令等

大気汚染防止法第 11 条、第 12 条、大気汚染防止法施行規則第 11 条、第 12 条、水質汚濁防止法第 10 条、第 11 条、水質汚濁防止法施行規則第 7 条、第 8 条、ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条、第 19 条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 6 条、第 7 条、工業用水法第 9 条、第 10 条、工業用水法施行規則第 7 条、第 8 条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第 7 条、第 8 条、騒音規制法第 10 条、第 11 条、騒音規制法施行規則第 8 条、第 9 条、振動規制法第 10 条、第 11 条、動規制法施行規則第 8 条、第 9 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、郡山市、ひたちなか市、前橋市、浜松市、豊橋市、豊田市、滋賀県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県

○当市でも同様の事例が生じており、同事業所で複数の法令の施設を設置している場合、それぞれ届出をしなければならないが、一部の施設の届出が漏れてしまっているケース等が見受けられる。一届出で複数の法令の届出が可の様式になれば、それらの防止ができる。

○例えば A・B・C 市に設置している施設について、届出は A 市にすれば、B・C 市にも届出したことになると思われるが、この場合 A 市から B・C 市に届出内容を送付しなければならないなどの業務量の増加が推測される。また、事業所においても A・B・C 市のどこに届出すればいいのかの判断基準がない。また、A 市は B・C 市にその事業所が施設を設置しているのかの情報を持っていないため、届出を受け取っていいのかわからない。それらの問題が懸念されるため各々の地方自治体に届出する現行制度を維持したい。

○新型コロナウイルス感染症により、「人と接触を避ける」非対面での行政手続が求められていることから、地方自治体が「登記情報提供サービス」により所有者等を確認することで、届出者の利便性の向上や負担軽減に大きく資する。届出のオンライン化の実現性が高くなることから、統一的な手法として認められることが望ましい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

189

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等が、土壤汚染対策法施行規則における「土地の所有者等であることを証する書類」とすることの明確化

提案団体

埼玉県、さいたま市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

土壤汚染対策法に基づく申請等において、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面に関し、地方自治体が「登記情報提供サービス」を利用して取得したものについては、法務局で発行されるものと同様に、申請等における土地の所有者等であることを証する書類とすることを認めるとともに、通知等で明確化すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

事業者等が地方公共団体に対して申請等を行う際に、不動産登記法に基づく地図(公図を含む。)及び図面(以下「公図等」という。)の添付が必要となる手続がある。

土壤汚染対策法施行規則に係る通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付環水大土発第1903015号)では、土地の所有者等であることを証する書類として、登記事項証明書及び公図の写しの添付を求めている。

【支障事例について】

申請者等は、法務局の窓口や郵送で公図等を取得しなければならず、負担が生じている。また、行政のデジタル化を妨げる要因ともなっている。

地方公共団体は、「登記情報提供サービス」において、登記所が保有する公図等の情報と同一の情報を取得することができるため、当該情報が土地の所有者等であることを証する書類として認められれば、申請者等が法務局の窓口や郵送で公図等を取得する必要がなくなる。しかし、例えば平成31年3月1日付環水大土発第1903015号では、「土地の所有者等であることを証する書類」について「登記事項証明書及び公図の写し」と明記されているものの、「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等については触れられていない。

「登記情報提供サービス」を利用して取得した地図等が土地の所有者であることを証する書類として認められていなければ、申請者等は、結局、法務局の窓口や郵送で公図等の添付書類の請求手続を行わなければならない、利便性の向上に繋がらない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法務局の窓口や郵送で添付書類の請求手続を行う必要がなくなり、申請者等の利便性の向上に繋がる。加えて、行政のデジタル化が推進される。

根拠法令等

土壤汚染対策法第4条、第14条、土壤汚染対策法施行規則第23条第2項、第56条第4号、土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付環水大土発第

1903015号)、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付環水大土発第2202212号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、盛岡市、郡山市、川崎市、山梨県、豊橋市、寝屋川市、徳島県、福岡県、熊本市

○申請者等が法務局の窓口や郵送で添付書類の請求手続を行う必要がなくなるため、利便性の向上に繋がることが期待できる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

216

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体

山口県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、地方環境事務所から都道府県へ権限の移譲。

具体的な支障事例

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、一般廃棄物処理事業、愛がん動物卸売事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならない、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における地方環境事務所所管分の認可等の実績は、過去3年間で9件である。

一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。

こうした状況に鑑み、地方環境事務所が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第32条、第33条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県

○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

252

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村による策定義務の廃止と都道府県計画の充実

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に対する策定に関する規定の廃止および国、都道府県レベルでの計画策定の規定を充実させ、市町村についてはその計画をもとに当該自治体の実情に合わせて施策の強化を図る旨を規定すること。

具体的な支障事例

地球温暖化対策実行計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、国の「地球温暖化対策計画」に即して、都道府県及び市町村が定めるものと規定されている。

気候変動適応計画は気候変動適応法第12条に基づき、国の気候変動適応計画を勘案し、策定するよう努力規定が定められている。

地方公共団体の両計画は国の計画を基に各自治体の実情に合わせて策定する仕組みとなっているが、県と市で計画が重複する部分が多い。また、温室効果ガス削減については、エネルギー政策に大きく左右され、産業部門や運輸部門などは国レベルでの対策もしくはある程度広域での対策が効果的と考えられ、各自治体での計画に盛り込むのが難しい。計画策定に際し、目標値を定めるにあたっては各自治体がCO2排出量の詳細なデータを調査し、有識者などの専門家の意見を聞く必要があり、膨大な予算と事務負担が発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体の実情に合わせた、より効率的かつ整合性のとれた施策の実施のために予算と人員を投入することができるようになり、住民への理解・啓発に資する。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条、気候変動適応法第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、八王子市、清瀬市、新潟市、瑞穂市、豊橋市、宇和島市、佐賀市、大村市、熊本市、大分県、鹿児島市

○気候変動適応計画については、当市では地球温暖化対策実行計画の中に追加し策定しているが、国や都道府県が計画している内容と類似しているものが多い。

気候変動適応策については、計画の実効性が乏しくロードマップなど目標を設定することも難しいため、都道府県において各自治体の実情を総合的に勘案した目標を設定し、都道府県の計画を充実させたいうえで、市町村が実施できる施策を展開するというスキームの方が望ましいと考える。

○地球温暖化対策計画の市町村に対する策定の規定を廃止し、各自治体の実情に合わせた計画を国・都道府県レベルの計画を元に作成する件について支持する。予算・人員共に厳しい地方自治体では、業者に委託して新たに計画を策定することすらできないのが現状である。また仮に予算と時間・人員を投じて計画を策定したとしても、その計画がその自治体に見合ったものであるか、実効性があるかは疑問である。なぜなら、本提案内容でも記載されている通り、「エネルギー政策に大きく左右され、産業部門や運輸部門などは国レベルでの対策もしくはある程度広域での対策が効果的と考えられ、各自治体での計画に盛り込むのが難しい」からであり、目標を定めるにあたっては膨大な予算と事務負担が発生する。

以上から、「各自治体の実情に合わせた、より効率的且つ整合性のとれた施策の実施のため」、本提案を支持する。

○当市の温暖化対策実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出量算定方法については、各統計値から按分する方法をとっているため、実績値としてはおおよその値となっている。

このため市レベルで、脱炭素に向けた各分野での取組を実施しても、直接的に排出量削減が数値に反映できない。

気候変動対策は、広域的な取組が必要であるため、都道府県レベルでの目標設定のもと、それぞれの市町村で取り組むことが出来る施策を定める方が効率がよいと感じている。

○計画の目標設定に係る経費や事務の負担は当市も感じているところである。

○計画の進捗管理のため、二酸化炭素排出量算出について、毎年多量のデータ収集や分析作業など事務負担が大きいのが、算定結果は統計データから案分した推計でしかなく、地方自治体の施策が反映された結果とはいえ、天候や国内外の情勢等が大きく左右するものとなる。

○当市の温暖化対策実行計画(区域施策編)における温室効果ガス排出量算定方法については、各統計値から按分する方法をとっているため、実績値としてはおおよその値となっている。

このため市レベルで、脱炭素に向けた各分野での取組を実施しても、直接的に排出量削減が数値に反映できない。

気候変動対策は、広域的な取組が必要であるため、都道府県レベルでの目標設定のもと、それぞれの市町村で取り組むことが出来る施策を定める方が効率がよいと感じている。

○当市においても、計画策定に際し、温室効果ガスの総量削減目標や再生可能エネルギーの導入目標設定にあたっては、国の示すマニュアルが先事例の簡単な紹介にとどまっており、明確な手法を示していないことや、内容が専門的で職員が対応することが困難であることから、委託に出して調査し、部会や審議会でも識者の意見を聞く必要があるため、負担が大きくなっている。

県と市町村で計画が重複する部分について、県の計画に一本化することで、市町村の計画策定業務に係る事務負担の軽減や予算削減に繋がる可能性がある。

○地球温暖化対策実行計画等については、国レベル、あるいは都道府県レベルといった、より広域的対策が効果的である。特に再生可能エネルギーについては、市域や県域等を超えて導入されるケースも多く、国土利用という観点からも広域的取り組みが必要。都道府県計画を充実させ、市町村は施策の強化を図ることにより、域内市町村が一丸となって取り組むことになり実効性もあがるものと思料される。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

253

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

一般廃棄物処理計画の策定にあたり、指針の記載事項を「廃棄物減量等推進協議会等の廃棄物行政に精通した有識者」への変更を求めるとともに、記載項目の軽減を図ること。

具体的な支障事例

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されている。また、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)とから構成されている。

市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、本指針等を参考にしつつ、廃棄物処理法第5条の7に規定する廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法第6条第1項に基づき一般廃棄物処理計画を策定することとなり、当市においては環境保全審議会に諮問する形式で審議に時間を要し、策定までに2年を費やしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第9条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、清瀬市、相模原市、静岡県、静岡県、浜松市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市

○当市においても、当該計画策定にかかる事務負担が大きいだけでなく、策定までに長期間を要していることから、計画中の記載項目を厳選することによる事務負担の軽減が望まれる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

254

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

分別収集計画における記載事項の簡素化による計画の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするため」に必要不可欠である①計画内の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第1号)と②各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み((容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第4号)のみを報告形式により代替措置対応が可能となるように計画を廃止。

具体的な支障事例

容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する5カ年計画を定め、3年ごとに見直しをしなければならない。また、一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。
環境省が定める「市町村分別収集計画策定の手引き」は94ページにもなり、排出見込み量等の算出方法などが細かく記載されており、策定に労力を費やしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするうえで、真に必要な事項に限定した記載事項とすることで事業者および職員の負担を軽減することができ、事業実施に注力することができる。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉市、清瀬市、瑞穂市、静岡県、静岡県、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、熊本市、鹿児島市

○当市においても、当該計画策定にかかる事務負担が大きいだけでなく、策定までに長期間を要していることから、計画中の記載項目を厳選することによる事務負担の軽減が望まれる。
○自治体は、分別収集計画の上位に当たる一般廃棄物処理基本計画を策定しており、この中で、分別収集計画の対象としている容器包装廃棄物も含め、(1)ごみの発生量及び処理量の見込み(2)ごみの排出の抑制の

ための方策に関する事項(3)分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分(4)ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項(5)ごみの処理施設の整備に関する事項(6)その他ごみの処理に関し必要な事項 を定めており、当該計画は10年間の長期計画であるが、適宜見直しをすることとなり、また、見直した場合は公表することとなっているため、リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をすることは可能であると考え。このことから、分別収集計画は廃止しても差し支えないと考える。

○真に必要な情報だけとすることで、事務負担の軽減及び策定期間の短縮が可能となり事業者にとっても時間をかけてより具体的、積極的に検討できるようになることから、必要性はあると考える。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

255

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画の記載事項の簡素化。

具体的な支障事例

市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等のために循環型社会形成推進交付金事業を実施するには、循環型社会形成推進地域計画の策定が要綱で定められている。環境省が定める「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」は67ページにわたっており、記載事項が細かく定められているため策定に多大な事務負担を要している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる。

根拠法令等

令和3年12月16日「令和4年度循環型社会形成推進地域計画の提出について」環整第1523号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、清瀬市、川崎市、相模原市、瑞穂市、静岡県、豊橋市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市

○当市においても、当該計画策定にかかる事務負担が大きいだけでなく、策定までに長期間を要していることから、計画中の記載項目を厳選することによる事務負担の軽減が望まれる。

○作成マニュアル改訂により追加資料が必要となる場合が多く、策定に時間を要してしまう。近年、作成マニュアル改訂が11月、12月頃に行われており、取りまとめる県への提出期限間近で地域計画作成途中での改訂内容への対応が必要となるため、マニュアル改訂時期について検討をお願いしたい。

○地域計画については、当該マニュアルが細かく規定されているため、策定にあたっては、市町村の多大な事務負担となり、直営による策定作業が困難な状況にある。このため、外部に業務委託しているなどの現状があり、多大な事務負担のみならず、多大な費用負担も生じている。また、この地域計画の策定にあたって、上記のような現状であるため、市町村からの都道府県への問い合わせ等も非常に多く、都道府県の事務負担も生じている状況。本件に関しては、地域計画のみならず循環型社会形成推進交付金の交付要綱及び交付取扱要領及び交付金の各種マニュアルやQ&Aに関しても同様であり、循環型社会形成推進交付金事務の全般が市町村及び都道府県の多大な事務負担となっている。

○循環型社会形成推進地域計画については、一般廃棄物処理基本計画等、広く公開されている計画に記載されている内容と重複する部分が多々あることから、記載事項の簡素化を図ることは可能と考えます。